

議提第2号

婚外子差別撤廃の為戸籍法改正を求める意見書

会議規則第14条の規定により、婚外子差別撤廃の為戸籍法改正を求める意見書を次のとおり提出する。

令和3年3月24日 提出

提出者	北本市議会議員	工藤	日出夫
賛成者	北本市議会議員	湯沢	美恵
賛成者	北本市議会議員	中村	洋子
賛成者	北本市議会議員	村田	裕子
賛成者	北本市議会議員	金森	すみ子
賛成者	北本市議会議員	今関	公美
賛成者	北本市議会議員	岡村	有正
賛成者	北本市議会議員	桜井	卓
賛成者	北本市議会議員	日高	英城
賛成者	北本市議会議員	高橋	伸治
賛成者	北本市議会議員	大嶋	達巳
賛成者	北本市議会議員	保角	美代
賛成者	北本市議会議員	松島	修一
賛成者	北本市議会議員	渡邊	良太
賛成者	北本市議会議員	島野	和夫
賛成者	北本市議会議員	岸	昭二
賛成者	北本市議会議員	加藤	勝明

北本市議会議長 滝瀬 光 一 様

婚外子差別撤廃の為戸籍法改正を求める意見書

2013年9月4日最高裁判所の判決により、民法第900条第4号ただし書前段にある、嫡出でない子の相続分を嫡出子の2分の1とする定めが、法の下での平等に反するとして違憲とされたことから、同年12月の臨時国会で改正されました。

これにより現在、出生届の嫡出子と嫡出でない子の別の記載欄の必要性がなくなっています。また、2004年11月の戸籍法施行規則の改正により、婚外子の戸籍の続柄欄が「男」「女」から、「長男」「長女」に改められましたが、改正前に出生届がなされた婚外子は「男」「女」のままです。これは申し出により記載の変更が可能です。制度改正を知らない人も多いのが現状です。

そもそも、長男、二男などの出生順序は、家督相続制度において必要とされたものであり、現在では必要がありません。婚外子を理由に、進学、就職、結婚などで不当な差別を受けることがあってはならないことから、その要因の可能性がある戸籍の記載については改善の必要があります。

以上のことから、婚外子の差別撤廃に向け、国に対し、下記のとおり戸籍法の早期改正を強く求めます。

記

- 1 戸籍法第49条第2項第1号を削除し、出生届の嫡出子と嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。
- 2 戸籍法第13条第1項第4号及び第5号を改正し、戸籍の実父母と養親との続柄を廃止し、新たに性別欄を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣